

低生産量新規化学物質の申出手続について

(令和元年9月25日)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

平成31年度以降における、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第5条第4項に基づき、第2項第1号に該当するものと判定を受けた新規化学物質の製造及び輸入の数量確認の申出については、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第9条の規定に基づき、下記のとおり受け付けますので、申出の際には十分ご注意ください。

なお、平成31年1月より、化審法の一部が改正され、同法第5条第5項に規定される低生産量新規制度の国内総量上限の数量について、各事業者の製造・輸入数量を合計した数量からその環境への排出量を合計した数量¹に改正されました。

平成31年3月より、低生産量新規の申出方法が変わりました！

◇申出は、1物質1用途ごとに行うことになりました（同一物質でも複数の用途がある場合は複数の申出が必要です。）。

1. 申出様式が変更になりました。
2. 用途証明書の添付が原則必要になりました。

◇平成30年度までは3月のみに受け付けていた、前年度以前に低生産量新規化学物質の判定を受けている物質の数量確認の申出について、年度途中においても申出が可能となりました。

◇新たに、e-Gov 電子申請システムを経由した電子申出及び光ディスクの郵送による申出が可能となりました。受付は、申出方法（電子申出、光ディスク申出又は書面申出）によらず、全て年13回です。

¹ 各事業者の製造及び輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量を合計した数量

◎申出の種類と受付期間について

図表 1.1 受付期間及び回数

	申出期間			受付方法	備考
	第 1 回	第 2 回以降	回数		
電子申出	3 月 1 日～10 日	4 月～翌年 3 月の指定期間	13 回	e-Gov	電子証明書の添付は不要
光ディスク申出				郵送 ²	
書面申出				郵送 ²	

※申出期間については、休日・祝日等により、表記と異なる場合がありますので、ご注意ください。

※詳しい申出期間は、「低生産量新規化学物質の製造・輸入届出に係る日程について（お知らせ）」³をご確認ください。

◎申出の種類と必要書類について

	申出期間前	申出期間
電子申出	e-Gov 電子申請システム利用に必要な申出者コード付与手続のため、下記の書面を提出。 <ul style="list-style-type: none"> 電子情報処理組織使用開始申出書（様式第 15）⁴ 電子情報処理組織使用変更届出書（様式第 16）⁴ 	申出システムにより出力した以下のファイルを e-Gov 電子申請システムを通じて提出。 <ul style="list-style-type: none"> 申出書（様式第 12）⁴ 用途証明書（コピー） 低生産量新規判定通知書⁵（コピー）
光ディスク申出	特になし	申出システムにより出力した以下のファイルを光ディスク（1 部）に格納し、以下の書面を同封の上、郵送 ² にて提出。 ○光ディスク <ul style="list-style-type: none"> 申出書（様式第 12）⁴ 用途証明書（コピー） 低生産量新規判定通知書⁵（コピー） ○書面

² 簡易書留または書留（必要に応じて速達）

³http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/teiseisannittei.pdf

⁴ 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和 49 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

⁵ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づく新規化学物質の判定結果について

		<ul style="list-style-type: none"> ・光ディスク提出票（様式第 14）⁴（正本 3 部）
<p>書面申出</p>	<p>特になし</p>	<p>以下の書面及び返信用封筒を、郵送²にて提出。</p> <p>○書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出書（様式第 12）⁴（正本 3 部、コピー 1 部） ・用途証明書（コピー 3 部） ・低生産量新規判定通知書⁵（コピー 1 部） ・法人番号確認用資料（コピー 1 部） <p>○返信用封筒（1 部）</p>

A 電子申出の場合（e-Gov 電子申請システム）

【注意事項】

平成 31 年 3 月の申出より、e-Gov 電子申請システムを経由した電子申出が可能となりました。

○申出システム ver7.01 をご使用ください。

○電子申出において、申出の受理に時間がかかる場合がございます。電子申出を実施する方は、申出期間終了日の 2 営業日前までに申出いただきますようお願いいたします。

○確認数量の速報について、通知ができない場合がございます。ご不便おかけしますが、速報通知の連絡がない可能性がある旨、ご了承ください。

A-1. 申出の方法

申出システム ver7.01 が経済産業省ホームページから公開されています。平成 31 年 3 月以降の電子申出については ver7.01 を使用してください。

申出を行う際は、申出システム ver7.01 をパソコンにインストールし、同システムから出力した申出データを e-Gov 電子申請システム（電子政府の総合窓口）を経由して経済産業省に送信してください。

また、e-Gov 電子申請システム（電子政府の総合窓口）を経由した電子申出を行う場合は、事前に「申出者コード」の付与を受ける必要がありますので、事前手続を行ってください。なお、この「申出者コード」は少量新規化学物質と共通のものになっていますので、既に少量新規化学物質の電子申出のために「申出者コード」の付与を受けた事業者は、手続を行わないでください。

A-2. 受付期間及び受付時間

（1）受付期間

「低生産量新規化学物質の製造・輸入届出に係る日程について（お知らせ）」³をご確認ください。

（2）受付時間

電子申出につきましては、**申出システム ver7.01 で作成した**申出書等を最終日の 2 営業日前までに送付してください。最終日の 16:30 まで提出することはできませんが、申出書等の内容に不備があった場合の差戻し等により、受理できない場合がございます。

A-3. 提出資料

（1）申出期間前

①電子申出利用の初回開始時のみ（少量新規化学物質の申出と共通）

- ・電子情報処理組織使用開始申出書（様式第 15）⁴（3 部）
- ・返信用封筒

②変更があった場合のみ

- ・電子情報処理組織使用変更届出書（様式第16）⁴（3部）

→「A-4.」参照

(2) 申出期間

- ・申出書
- ・用途証明書（コピー）
- ・低生産量新規判定通知書（コピー）

※用途証明書は、申出する全ての用途のものを添付してください。同じ用途のものであって、複数の用途証明書がある場合は、その中の1つのみ添付をしてください。他の事業者の用途証明書については保管してください。

A-4. 電子申出を利用する際の事前手続について

①今回新たに電子申出を開始する場合

新たに電子申出を開始する場合には、申出期間に先立ち「申出者確認コード」を申し出て、「申出者コード」の付与を受ける必要があります。少量新規化学物質の申出の際に付与された場合は、その際のコードをご使用ください。

申出者コードの申出者は、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。）様式第15の「電子情報処理組織使用開始申出書」の正本3部及び返送先を記載し、必要な郵便料金に相当する切手を貼付した返信用封筒を、「低生産量新規化学物質の製造・輸入届出に係る日程について（お知らせ）」³に記載する申出期限までに経済産業省に提出（郵送可）して当該申出を行うことにより、厚生労働省・経済産業省・環境省から申出者コードに係る通知書の交付を受けることができます（2回以降の申出については、本手続は必要ありません。）。

※令和元年10月1日より、消費税率の改定に伴い、郵便料金に変更となりますので、ご注意ください。

②電子情報処理組織使用開始申出書の申出内容に変更が生じる場合

申出者コードが付与された後に、電子情報処理組織使用開始申出書（様式第15）に記載して提出した内容（会社名、所在地、代表者名等）に変更が生じる場合（申出手続期間中に生じる場合も含む。）は、電子情報処理組織使用変更届出書（様式第16）の正本3部により、「低生産量新規化学物質の製造・輸入届出に係る日程について（お知らせ）」³に記載する提出期限までに変更内容を経済産業省に提出してください。

なお、変更内容があるにもかかわらず変更届出がなされなかった場合、低生産量新規化学物質の申出手続自体が無効になる場合もありますのでご注意ください。

③様式第15（返信用封筒を含む。）、様式第16の提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室審査班宛て

なお、返送先は、必ず申出者の会社名と返送先住所の会社名が同一になるようにしてください。

A-5. 電子申出手続について

① 申出データの作成

申出者は、経済産業省ホームページを通じて配布されている**申出システム ver7.01**を用いて申出データを作成してください。

※申出データは、申出システム ver7.01 から出力される圧縮ファイル（以下「zip ファイル」という。）をご提出ください。zip ファイルには「mouhide_arc」という名称が自動で付与されます。zip ファイルには用途証明書（PDF ファイル形式）、低生産量新規判定通知書（PDF ファイル形式）が含まれますのでデータ送信時には必ずこれらのファイルが格納されていることをご確認ください。

② 申出データの送信

申出者は、①で作成した自社分の申出データをまとめて、e-Gov 電子申請システムを経由して、送信してください。

イ) 申出の到達

申出は、自動及び当局担当者による目視の確認の結果、取込エラー、不備等がないと確認された時点(④イ)で到達したものとみなされます。

②から④イ)に要する時間は、申出の混雑状況にもよりますが、1日程度は要すると見込まれます。

このため、十分な時間的余裕をもって（可能な限り受付最終日の2営業日前までに）最初の送信を行ってください。

ロ) 多数の物質の申出

多数の物質を申し出る場合には、必ずひとつの申出データにまとめて送信してください(③ロ)または④ロ)以降で申出の修正を送信する場合を含む。)

ただし、申出件数が多く申出書の容量が e-Gov 電子申請システムの制限以上になる場合には、e-Gov 電子申請システムから申出することができません⁶。選択する申出を制限して「mouhide_arc」ファイルを複数に分けて作成していただく必要があります。その場合であっても、e-Gov 電子申請システムによる提出時では、一回の送信で添付する申出データは必ず一つとしていただき、e-Gov 電子申請システムによる提出は複数回に分けて送信を行ってください。一度に複数の申出データを添付すると、正しく受理されません。

なお、③ロ)または④ロ)以降で修正した申出の送信に際し、新たに物質を追加しようとして申出データを作成して送信しても、受理できません。

③ 受理状況の把握

⁶ 件数が多い場合申請用データのサイズが大きくなり、e-Gov 電子申請システムから申請することができません。申請用データのサイズは用途証明書等の添付ファイル等のサイズにより変わってくるため、何件程度が適当な件数かは推測できません。申請用データが e-Gov 電子申請システムの制限を超える場合は、選択する申出を制限して「法人番号+mouhide_arc」ファイルを複数に分けて作成して頂き（例：「法人番号+mouhide_arc1」、「法人番号+mouhide_arc2」）、それぞれの「法人番号+mouhide_arc」ファイルを「e-Gov 電子申請システムを使用した化学物質製造・輸入申出提出マニュアル」に従い別々で手続きください。化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム（ver7.01）操作説明書の「6.2.3 e-Gov 申請用データ出力/CD 申請用データ出力」を参照ください。

申出データ送信後、e-Gov 電子申請システムにより、自動確認の結果に基づく仮受理状況を確認してください。

イ) 仮受理された場合

④に進んでください。なお、その際に示される受付コードを確認してください。

ロ) 不受理の場合

申出に不備のあった場合には受理できませんので、内容を再確認し、①から再度実施してください。

※申出システム ver7.01 では受理状況のステータスが変更されたときのみ、通知します。受理状況の通知回数が少ないので、見逃すことのないようお願いいたします。

④仮受理後の目視確認結果の把握

申出データの仮受理後、適宜、e-Gov 電子申請システムの状況確認画面により、行政による目視確認の結果に基づき送信される審査状況を確認してください。

イ) 修正指示がなかった場合

受理となり、申出手続は終了です。

ロ) 修正指示があった場合

当該箇所を修正して再送信し、⑤に進んでください。

⑤仮受理後の修正が受理されたことの確認

再送信後、適宜、e-Gov 電子申請システムにより、修正が受け入れられ、申出が受理されたことを確認してください。

受理されなかった場合には、④ロ)から再度実施してください。

A-6. 電子申出の際の注意事項

(1) **申出書の物質名称に文字化けが発生している申出書が散見されます。**仮に文字化けが生じた場合、意図しない物質名称が確認通知書に記載されることもありますので、ご注意ください。**特にローマ数字や斜体等の特殊文字が物質名称に含まれる場合は文字化けが生じていないか、申出前に必ず申出書作成画面及び印刷等でご確認ください。**

(2) 返送先は、必ず申出者の会社名と返送先住所の会社名が同一になるようにしてください。

A-7. 確認数量の速報について

e-Gov 電子申請システムを用いて申出を行った事業者には、確認通知書の郵送前に確認数量を e-Gov 電子申請システムを用いてご連絡しますが、速報通知ができないこともございます。ご不便おかけしますが、速報通知の連絡がない可能性がある旨、ご了承ください。

A-8. 申出システム ver7.01 について

申出においては、必ず新しいバージョンに更新の上、申出を行ってください。
申出システム ver7.01 の詳細については、次の URL にてご確認ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html

なお、申出システム ver7.01 の稼動条件は、以下のとおりです。

○ハードウェアについて

CPU	1GHz 以上 32bit(x86)プロセッサ または 64bit(x86)プロセッサ
メモリ	1GB RAM(32bit) または 2GB RAM(64bit)
ディスク	16GB(32bit) または 20GB(64bit)の空き容量のあるディスク領域

○ソフトウェアについて

OS	Microsoft Windows 7/8.1/10 (32bit/64bit) 日本語版
MicroSoft Office	2010、2013、2016
その他	.NET Framework 4.5.1 Adobe Reader Java Runtime Environment(JRE) V8

A-9. e-Gov 電子申請システムについて

e-Gov 電子申請システム（申出データを作成する申出システムを除く。）は、総務省行政管理局が運営する行政情報ポータルサイトです。低生産量新規化学物質の電子申出は、この e-Gov 電子申請システムを窓口として、資料を電子的にご提出いただく仕組みとなっています。

この e-Gov 電子申請システムの操作のお問合せ等は e-Gov ヘルプデスクが担当していますので、詳しくは以下の URL でご確認ください。

- ・ e-Gov 電子申請システムについては、次の URL をご利用ください。

<https://www.e-gov.go.jp/>

B 光ディスク申出の場合（郵送）

【注意事項】

平成 31 年 3 月の申出より、光ディスク（CD・DVD に限る。）による郵送での申出が可能となりました。

○光ディスク提出票（様式第 14）を書面で提出するとともに、申出書、用途証明書、低生産量新規判定通知書を申出システム ver7.01 により出力した zip ファイルを格納した光ディスク（CD・DVD に限る。）でご提出いただきます。

B-1. 申出の方法

申出システム ver7.01 を用いて作成した申出データを、光ディスク（CD・DVD に限る。）に格納したものを郵送にてご提出いただく方法での申出を受け付けています。

申出に当たっては、以下「B-3. 提出資料」に掲げるデータを格納した光ディスク（CD・DVD に限る。）等を郵送にて提出してください。なお、ファイル形式が指定したものと異なる場合は受理できませんので、ご注意ください。

B-2. 受付期間、受付時間及び受付場所

（1）受付期間

「低生産量新規化学物質の製造・輸入届出に係る日程について（お知らせ）」³をご確認ください。

（2）受付時間

申出書類は、必ず受付最終日までに当省に到着するよう簡易書留、または書留で郵送してください。受付最終日を過ぎて到着した申出書類については、受理できませんので、ご注意ください。

なお、申出は、当局担当者による目視の確認の結果、不備等がないと確認された時点で到達したものとみなされます。申出の混雑状況にもよりますが、確認が終了するまで、1 日程度は要すると見込まれます。このため、十分な時間的余裕をもって郵送してください。

（3）光ディスク提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室審査班宛て

B-3. 提出資料

○光ディスク

- ・申出書（様式第 12）⁴
- ・用途証明書（コピー）
- ・低生産量新規判定通知書⁵（コピー）

○書面

- ・光ディスク提出票（様式第 14）⁴（正本 3 部）
 - ※光ディスクに記録された事項には「申出書（様式第 12）」を記入してください。
 - ※申出書、用途証明書（コピー）及び低生産量新規判定通知書（コピー）は申出システム ver7.01 から出力した zip ファイルをそのまま光ディスクに格納する必要があります。ファイル名は申出システムで自動付与されます。ファイルは分割する必要はなく、1 ファイルで光ディスクに書き込んで下さい。
 - ※光ディスクは 1 法人 1 ディスクにまとめ、企業名、法人番号、申出日をご記載ください。
 - ※用途証明書は、申出する全ての用途のものを添付してください。同じ用途のものであって、複数の用途証明書がある場合は、その中の 1 つのみ添付をしてください。他の事業者の用途証明書については保管してください。

B-4. 申出システム ver7.01 について

申出システム ver 7.01 につきましては、「A-8 申出システム ver7.01 について」を参照してください。

B-5. 光ディスク申出の際の注意事項

- (1) **申出書の物質名称に文字化けが発生している申出書が散見されます。仮に文字化けが生じた場合、意図しない物質名称が確認通知書に記載されることもありますので、ご注意ください。特にローマ数字や斜体等の特殊文字が物質名称に含まれる場合は文字化けが生じていないか、申出前に必ず申出書作成画面及び印刷等でご確認ください。**
- (2) 返送先は、必ず申出者の会社名と返送先住所の会社名が同一になるようにしてください。

C 書面申出の場合（郵送）

【注意事項】

平成 31 年度 3 月の申出より、ご用意いただく書類等が変わりました。

- 申出書に加え、用途証明書（コピー）、低生産量新規判定通知書（コピー）を書面でご提出いただきます。
- 申出書の様式が変更になりました。
新規化学物質の構造式欄が削除されました。また、電算処理コード欄から構造コード欄が削除され、用途番号欄等が追加となりました。

C-1. 申出の方法

申出に当たっては、C-3. に示した提出資料一式（申出書（書面）、用途証明書（コピー）、低生産量新規判定通知書（コピー）、法人番号確認用資料（コピー）、及び返信用封筒を郵送にて提出してください。

なお、申出に必要な提出書類は、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室及び環境省大臣官房環境保健部企画管理課化学物質審査室が用意した所定の用紙又はそれと同様のものであってパソコン等で作成した用紙を使用してください。

C-2. 受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 受付期間

「低生産量新規化学物質の製造・輸入届出に係る日程について（お知らせ）」³をご確認ください。

(2) 受付時間

申出書類は、必ず受付最終日までに当省に到着するよう簡易書留、または書留で郵送してください。受付最終日を過ぎて到着した申出書類については、受理できませんので、ご注意ください。

(3) 書面の提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室審査班宛て

C-3. 提出資料

○書面

- ・申出書（様式第 12）⁴（正本 3 部、コピー 1 部）
- ・用途証明書（コピー 3 部）
※用途証明書は、申出する全ての用途のものを添付してください。同じ用途のものであって、複数の用途証明書がある場合は、その中の 1 つのみ添付をしてください。他の事業者の用途証明書については保管してください。
- ・低生産量新規判定通知書⁵（コピー 1 部）
※判定通知書であり、確認通知書ではありません。別紙がある場合は、別紙の写しも提出してください。

・法人番号確認用資料（法人番号指定通知書のコピーまたは法人番号が記載されている HP のコピー等）（コピー 1 部）

○返信用封筒（1 部）（日本産業規格 A 4 判の書類を折らずに入れることができる大きさのもの）

C-4. 書類による申出の際の注意事項

(1) 提出書類は、**必ず会社ごと（部署別、事業所別の申出はご遠慮ください。）に一括して直接提出してください。**確認通知書の郵送は事業者につき一部となりますので、郵送先を明確に記載してください（郵送先は必ず申出される事業者宛てとなるようにしてください）。

(2) 返信用封筒は、申出のあった物質について厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣による確認通知書又は不確認通知書を申出者に郵送するために使用しますので、日本産業規格 A 4 判の大きさの用紙を折らずに入れられる封筒に宛先（住所、担当部署名等）を明記の上、簡易書留または書留（必要に応じて速達）扱いとし、必要な郵便料金に相当する切手を貼付の上、提出してください。その際、封筒に「簡易書留」等赤字で記載をお願いします。定形外封筒の場合、定形封筒と料金が異なりますので、ご注意ください。

なお、返信用封筒の宛先は、誤送防止のため、必ず申出者の会社名と一致させることとし、個人情報保護の観点から、個人名は記入せず、郵送先の部署名と担当係を記入していただきますようお願いいたします。

申出は、必ず会社ごと一括して提出して下さるようお願いしております。やむを得ない理由により、同一の受付回の中で、複数回に分けて申出された場合は、申出ごとに分けて発出いたしますので、返信用封筒は申出ごとに 1 部ずつご用意ください。また、複数回目の書類を郵送する際には、前回の申出書に記載した「申出日」「確認を受けようとする年度の受付コード」を記載し、複数回目の提出であることを明記した用紙（様式を問わない）を同封してください。

※令和元年 10 月 1 日より、消費税率の改定に伴い、郵便料金に変更となりますので、ご注意ください。

D その他 低生産量新規化学物質の申出手続全般に係る注意事項

- (1) 申出をしようとする化学物質については、製造・輸入の実績数量及び今後の計画等により確度の高いものに絞り、申出の必要性のない物質については、申出を控えるようご協力ください。また、申出数量については、前年の製造・輸入実績数量を十分考慮し、計画のない化学物質の申出あるいは計画している数量以上の申出は厳に慎んでください。
- (2) 同一物質を複数の用途で申し出る場合、申出する全ての用途の製造予定数量及び輸入予定数量の合計が 10 トンを超えないように申出を行ってください。また、製造予定数量及び輸入予定数量に排出係数をかけた環境排出量の合計が少量新規も含めて 10 トンを超えないように申出を行ってください。
- (3) 物質名称について、申出書と判定通知書で記載の異なるものが多数見受けられますので、申出書及び判定通知書の記載が同一であることを、必ず読み合わせ等を行って、提出前にご確認ください。例えば、「'」（プライム）が「'」（アポストロフィー）に、「-」（ハイフン）が「ー」（カタカナ長音）に、「,」（コンマ）が「、」（読点）に、「・」（中点）が「.」（ピリオド）になっている、また、括弧の数が合わないことや、対応する括弧の種類が異なること、斜体となっていないことが多数見受けられますので留意してください。
- (4) 電子申出データの入力ミス及び提出書類の記載ミスは、事務処理に多大な支障を及ぼすため、申出内容には誤りのないよう、申出者が事前に十分点検してください。特に、新規化学物質の名称については、誤りのないよう厳重な点検を行ってください。誤りのある申出により確認を受けた場合には、虚偽の記載として確認を取り消される場合や新規化学物質の未届製造・輸入として化審法違反に問われる場合がありますので、十分ご注意ください。なお、申出後（電子申出の場合は「受理」後とする。）の化学物質の名称等記入内容の変更は認めておりません。
- (5) 社名変更があり低生産量新規判定通知書が旧社名となっている場合は、社名変更が分かる資料等を一部添付ください。なお、会社分割、事業承継等による判定通知の承継はできません。その場合、「同一物質の届出」により判定を取り直して頂く必要がありますのでご注意ください。
- (6) 本件については厚生労働省ホームページ (<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/todoke/shinki.html>)、経済産業省ホームページ (http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_teiseisan.html) 及び環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>) からもお覧になれます。
- (7) 本申出に係るお問合せについては、以下までご連絡ください。

(連絡先)

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

電話番号 03-3501-0605

所在地 〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

E-mail qqhbbfa@meti.go.jp

(電子申出に関するお問合せはこちら。)

shoryoshinki-system@meti.go.jp

(別添) 低生産量新規化学物質製造・輸入申出書の記載要領

申出書の作成に当たり、問合せの多い事項及びご注意いただきたい事項について以下に記しますので、参考としてください。これ以外の点についても、申出書等の記入に誤りや漏れがないか再度ご確認ください。誤りのある申出により確認を受けた場合には、虚偽の記載としての確認の取消や新規化学物質の未届製造・輸入として化審法違反に問われる場合がございますので、十分ご注意ください。なお、書面による申出の場合、申出書の記入に誤りがあったときは、捨印による修正ができません。

1. 申出書等について

(1) 「新規化学物質の名称」

必ず、低生産量新規判定通知書に記載されている新規化学物質の名称と同じ記載にしてください。特に、次の表記について誤りが多数見受けられますので、判定通知書と完全に一致しているか確認してください。

- ・「'」(プライム)が「'」(アポストロフィー)になっている。
- ・「ー」(ハイフン)が「ー」(カタカナ長音)になっている。
- ・「,」(コンマ)が「、」(読点)になっている。
- ・「・」(中点)が「.」(ピリオド)になっている。
- ・括弧の数が合わない。
- ・対応する括弧の種類が異なる。
- ・斜体となっていない。

この欄に記入される化学物質名称で確認通知書が施行されますので、この名称が誤っていた場合、確認を受けた物質であっても製造・輸入できなくなる場合がありますのでご注意ください。

(2) 「確認を受けようとする年度」

年度は元号で記入してください。(例：令和元年度)

(3) 「製造予定数量又は輸入予定数量」

当該年度の製造・輸入予定数量を記載してください。Kg単位でご記載ください。なお、電算処理コード「③申出数量」と一致するようにしてください。また、製造と輸入の両方を予定している場合は、製造と輸入の合計数量を記載してください。

(4) 「新規化学物質の用途番号」

平成 31 年度より審査特例制度の用途番号を刷新していますので、新たな用途番号を記載してください。(参考1)「用途証明書の添付について」、(参考2)「用途番号・用途分類の選択について」をご参照ください。)

一度に複数の用途について申出する場合は、最大6つまで同時に申出が可能です。ただし、複数の用途で申出した場合は、申出した用途のうち最も大きい排出係数を用いて環境排出量を算出しますので、ご注意ください。必ず電算処理コード「②用途番号」と内容が一致するようにしてください。

用途を証明する書類を添付できない場合は、空欄にしてください。

(5) 「参考事項」

「参考事項」には「前年度の実績数量(確認数量、実績数量)に関する情報」

と「用途証明書に関する情報」を記載する必要があります。

(ア) 前年度の実績数量に関する情報

同一物質かつ同一用途に係る前年度の実績数量（確認数量、実績数量）の総量をご記載ください。前年度の実績数量は、第1回の申出の場合は、**3月末までに製造・輸入を確実に予定している数量**を正確に記入してください。第2回以降の申出については、前年度分（平成30年4月1日～平成31年3月31日）をご記載ください（電算処理コード「⑥前年度の実績数量」にも同じ数量をご記載ください）。

平成30年度分は用途ごとの確認を受けていないため、令和元年度申出について同一物質で申出が複数になる場合は、各用途の割合に応じて按分した数量を記載してください。それが困難な場合は、主用途の申出書にのみ前年度の実績数量（全用途を合計した数量）を記載し、主用途以外の申出書は空欄としてください。

本数量については、立入検査において精査することがあります。

なお、平成30年度まで記載をお願いしておりました前々年度以前の申出、当該年度内の申出に関する情報はご記載いただく必要はありません。

(イ) 用途証明書に関する情報

(i) 用途証明書を商品名で取得した場合

用途証明書を商品名で取得した場合は参考事項に用途証明書の商品名をご記載ください。

（例）商品名「ABC」

(ii) 用途を証明する書類を添付できない場合

用途を証明する書類を添付できない場合は、その理由をご記載ください。

（例）「使用者から用途証明書の提出を断られた」等

(6) 「申出年月日」

元号で記入してください。（例：令和元年9月2日）

日付は空欄にせず、必ず申出期間内の日付をご記載ください。ただし、低生産量新規判定通知書の日付以降の日付にしてください。

なお、電子及び光ディスクによる申出の場合は、申出を確認した時点で到達したものとみなされますので、行政側の当局担当者にて確認した年月日に差し替えを行います。

(7) 「代表者の氏名」

同一事業者の申出であるにもかかわらず、代表者の役職名が統一されていないことがありますので、ご注意ください。

(8) 「印」

代表者印（例：法人登記されている社長印）は必ず押印してください。会社印、代表者の個人印ではありませんのでご注意ください。

(9) 「連絡担当者」

申出内容の確認は、連絡担当者宛てに行い、郵送に関する確認は申出される事業者宛てに行います。連絡担当者の所属会社等が申出者と異なる場合は、連絡担当者欄に所属会社名もご記入ください。

(10) 宛先は3大臣宛てとなりますのでご注意ください。

- (11) 申出書の上部中央に代表者印を捨印として押してください。
- (12) ご記載いただく書式は明朝体での記載をお願いします。
- (13) 申出書（正本）には修正液等による修正を行わないでください（修正液等により修正された申出書は受理できません。）

2. 低生産量新規化学物質電算処理コードについて

(1) 「①処理番号」

新規化学物質の判定を受ける際に、審議会用資料と一緒に提出した「新規化学物質カード（ブルーカード）」に記載してある「処理番号」を記入してください。

(2) 「②用途番号」

申出書の「新規化学物質の用途番号」で記載した用途番号を左から順にご記載ください。用途証明なしの場合、一番左の用途マスに「---」を記載してください。

(3) 「③申出数量」

当該年度の製造・輸入予定数量を記載してください。なお、1. (3)「製造予定数量又は輸入予定数量」と一致するようにしてください。

(4) 「④過去の確認物質」

申出を行う物質とその用途が過去に確認を受けたことがある物質とその用途と同じ場合は、確認「1（＝有）」を記入してください。

なお、平成30年度以前は用途ごとの確認を行っていないため、平成31年度以降の申出について、申出を行う物質が、平成30年度以前に確認を受けた物質と同じ場合、過去の申出書に記載をした用途に関係なく「1（＝有）」としてください。

(5) 「⑤前年度の確認数量」、「⑥前年度の実績数量」

同一物質かつ同一用途に係る「⑤前年度の確認数量」、「⑥前年度の実績数量」をご記載ください。前年度に複数回申し出た場合は、それぞれ総量を記入してください。

前年度の実績数量は、第1回の申出の場合は、**3月末までに製造・輸入を確実に予定している数量**を正確に記入してください。第2回以降の申出については、前年度分（平成30年4月1日～平成31年3月31日）をご記載ください。

平成30年度分は用途ごとの確認を受けていないため、令和元年度申出については、同一物質で申出が複数になる場合は、各用途の割合に応じて按分するか、それが困難な場合は、主用途の申出書にのみ前年度の実績数量（全用途を合計した数量）をご記載ください。この場合、主用途以外の申出書は空欄としてください。

(6) 「⑦前年度の確認環境排出数量」、「⑧前年度の実績環境排出数量」

令和元年度の申出においては、「⑦前年度の確認環境排出数量」、「⑧前年度の実績環境排出数量」は空欄で結構です。

(7) 「⑨前年度又は直近の確認を受けた年度の受付コード」

前年度の受付コードをご記載ください。前年度確認を受けていない場合は、それ以前の直近の受付コードをご記載ください。前年度に複数回申し出た場合は、前年度の最初の回に申し出した際の受付コードをご記載ください。

なお、当該年度分の申出についてはご記載いただく必要はありません（第2回以降の申出の場合）。

*** 令和元年度の申出では、申出書様式の変更を受け、前年度の受付コードと桁数が異なります。平成30年度以前の受付コードを記入する際は、右詰めでご記入ください。**

(8) 「⑩確認を受けようとする年度の受付コード」

受付コードは以下のルールに従って記入してください。

○1～13桁目：法人番号

○14～15桁目：確認を受けようとする年度（西暦下2桁、2019年度の場合「19」）

○16～19桁目：当該年度における申出番号（空きの番号が出ないように「0001」から順番に付与してください。）

※法人番号は、国税庁より付与された13桁のものを記載してください。法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。

(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

※同じ物質で異なる用途の申出書が複数ある場合は、それらの申出番号は連番を付与してください。

※同じ物質でも申出回が異なる場合は、異なる番号をご記載ください。

(参考1) 用途証明書の添付について

平成31年1月より、低生産量新規化学物質の申出には、用途証明書の添付が必要となりました。用途証明書の取得にあたっては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する審査特例制度の申出において添付する用途証明書について（お知らせ）」をご確認ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinkiteiseisan.html

○申出書に添付する用途証明書を作成する者について

申出書に添付する用途証明書を作成する者は新規化学物質又はその調合品が48分類のいずれかの用途に使われることを特定できる使用者¹²³とします。そのため、原則、工業的に使用⁴する調合品、又は家庭用・業務用で使用する製品を製造する者が想定されます。

詳しくは下記 URL をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtosyoumeisyosakuseinituite.pdf

¹ 環境排出数量は、48 分類の用途ごとに設定されていますので、用途証明書はこれらの用途を特定できる使用者が作成する必要があります。

² いわゆる「商社」は使用者には当たりません。ただし、商社が化学物質を輸出する場合には、「輸出用」の用途証明書を作成することができます。なお、用途分類の「輸出用」とは、化学物質又はその調合品を輸出することを指しており、「製品」（成形品又は一般消費者用に小分けされた混合物をいう。）を輸出する場合には該当しません。

³ 製造・輸入者が自ら使用・輸出する場合には、社内で使用・輸出する責任者が用途証明書を作成することができます。

⁴ 工場内で製品又は他の化学物質を製造する際に、その原材料として又は工程で使用することをいいます。

(参考2) 「用途番号・用途分類の選択について」

平成31年度より審査特例制度の用途番号を刷新していますので、新たな用途番号を記載してください。

用途番号	用途分類	係数
101	中間物	0.004
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	0.9
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0.9
104	金属洗浄用溶剤	0.8
105	クリーニング洗浄用溶剤	0.8
106	その他の洗浄用溶剤（104及び105に掲げるものを除く。）	0.8
107	工業用溶剤（102から106までに掲げるものを除く。）	0.4
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	1
109	その他の溶剤（102から108までに掲げるものを除く。）	1
110	化学プロセス調節剤	0.02
111	着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）	0.01
112	水系洗浄剤（工業用のものに限る。）	0.07
113	水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	1
114	ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）	1
115	塗料又はコーティング剤	0.01
116	インキ又は複写用薬剤	0.1
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0.9
118	殺生物剤（成形品に含まれるものに限る。）	0.04
119	殺生物剤（工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。）	0.2
120	殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	0.4
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0.02
122	芳香剤又は消臭剤	1
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	0.02
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	0.05
125	合成繊維又は繊維処理剤	0.2
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	0.1
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	0.03
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	0.06
129	皮革処理剤	0.02
130	ガラス、ほうろう又はセメント	0.03
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	0.1

132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	0.1
133	金属製造加工用資材	0.1
134	表面処理剤	0.1
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0.03
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	0.02
137	金属等加工油又は防錆油	0.03
138	電気材料又は電子材料	0.01
139	電池材料（一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。）	0.03
140	水処理剤	0.05
141	乾燥剤又は吸着剤	0.09
142	熱媒体	0.08
143	不凍液	0.08
144	建設資材又は建設資材添加物	0.3
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1
146	分離又は精製プロセス剤	0.1
147	燃料又は燃料添加剤	0.004
199	輸出用のもの	0.001